

地域計画(地域農業経営基盤強化促進計画)

策定年月日	令和7年3月28日
更新年月日	
目標年度	令和10年度
市町村名 (市町村コード)	鳥取市 (31201)
地域名 (地域内農業集落名)	福部地域 (浜湯山・山湯山・海士・細川・岩戸・高江・栗谷・蔵見・南田・八重原・箭渓・中・久志羅・上野・左近)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	517 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	309 ha
② 田の面積	139 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	170 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	62 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	18 ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

ラッキョウ、梨、水稻の栽培が行われている。複数の認定農業者が規模拡大や農地集約に取り組むほか、集落営農組織も営農している。小規模経営では採算が取れない中で、規模拡大や機械更新にあたり、機械や施設の資金調達が課題である。圃場整備から長年経過している地区が多くあり、また整備未実施のため小区画農地や狭い農道もある。大型機械を利用しての大規模化や集約化には、圃場及び農道の再整備や水路の補修等基盤整備が必要。小区画や用水で苦労する等条件の悪い農地は借り手がいなく耕作放棄地が増加している。多面的機能支払や中山間直接支払に取り組んでいるが、農業者が高齢化し、畦畔の草刈りなどの管理作業が困難になっている。若い人は農業への関心が薄い。イノシシ、シカ等による農作物等の被害が増加しており、鳥獣対策が必要。

ラッキョウ農家が高齢化により減少する中、認定農業者などが経営面積を広げて全体の面積を維持し、産地の維持に取り組んでいるが、近年は単価が低く収益が減少している。産地維持には、切り子・植え子の人員の確保や機械導入が課題となっている。梨も栽培面積や農家数が減少しているが、北部の観光農園では顧客も確保され、ネット販売など新たな販売方法に取組む生産者もあり産地が維持されている。集落営農で農地を守っている集落もあるが、規模の大きい農家でも経営が大変な状況である。

【地域の基礎データ】

農家数:259戸(販売農家174戸、自給的農家85戸)※2020農林業センサス

主な作物:水稻、梨、ラッキョウ

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

農業者等地域の自主性を尊重しながら、農業委員会等関係機関と連携し農地中間管理事業の活用を図るとともに、地域農業の中心となる担い手等へ農地を集積・集約することにより、生産コストの低減や作物の団地化等による合理的な農地の有効利用を推進する。また、規模拡大に合わせた機械の大型化、大区画化等の基盤整備及びスマート農業技術の活用による農作業の効率化や省力化、集落営農の取組み、新規就農者の確保や企業参入を促進することにより、担い手の確保や地域農業の維持を図る。

主要作物は、水稻、特産品であるラッキョウ、梨であり、後継者を確保・育成し産地の維持に努めていく。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

農地中間管理機構への貸し付けを進めつつ、担い手への農地の集積・集約化を基本としつつ、営農意欲のある中小規模な農業者にも配慮し農地利用を進める。

(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標

※集積率=地域内の担い手(認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者、集落営農組織)の経営・受託面積/地域の農用地面積×100

現状の集積率	10.2 %	将来の目標とする集積率	13.8 %
--------	--------	-------------	--------

(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標

現況を維持できるうちは、各農家で保全・耕作を行い、農業の継続が困難になった、あるいは困難になる見込みの農家の所有地については、早めに後継者または担い手に引き継ぐように促す。その際、作業効率等を考慮して、近隣の担い手等へ集積していくよう促す。

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組

担い手の経営状況や意向等を踏まえ、効率化や収益性の向上に向け農地の集積・集約化を進める一方で、比較的小規模であっても、農業意欲のある者に配慮しつつ、地域内の農用地の保全を図るとともに、新たな担い手の確保に努める。

(2) 農地中間管理機構の活用方法

貸出しを希望する農地所有者や廃業する人に農地中間管理事業による農地の貸し出しを促す。担い手等借り手の経営意向に沿って段階的に農地の集積・集約化を図る。

(3) 基盤整備事業への取組

地元関係者の意見を踏まえ、事業費等を考慮しつつ、大型農機に対応する圃場、農道や用排水路等の基盤整備による生産効率の向上に取り組む。高江、箭渓では圃場整備を検討中。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組

市、農業委員会、県、JA等関係機関が連携し、多様な経営体の確保・育成に務める。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の取組

農作業受託事業者と連携して農作業の効率化を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input checked="" type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨その他		

【選択した上記の取組内容】

①イノシシ等有害鳥獣による被害が増えており、地元や市、JA等が連携し、被害防止に取り組む。また、設置済みの柵を点検し、必要に応じて補修を行い適切に維持管理していく。

③自動運転トラクターやドローン等のスマート農業技術の活用による効率化・省力化を図る。

⑤関係機関等で連携し、後継者確保に取り組む。

⑦多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金の事業対象農地は、取組組織により適切な維持管理を行う。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業体(農協を除く)は「サ」。上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3: 農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経常面積に含めてください。

5:参考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業体一覧(任意記載事項)

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人) うち計画同意者数(人・%)

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。